

液化ガスばら積船の構造強度要件に関する事項

改正規則等

鋼船規則 A 編, C 編及び N 編
鋼船規則検査要領 N 編

改正事項

液化ガスばら積船の構造強度要件に関する事項

改正理由

液化ガスを低温で運搬する船舶の船体構造の一部に、規格降伏応力が 235 N/mm^2 を超える低温用圧延鋼材が用いられる場合がある。従来、その場合の船体構造部材の寸法は、高張力圧延鋼材を用いる場合の規定に倣ってきたが、規格降伏応力が 235 N/mm^2 を超える低温用圧延鋼材が用いられる場合の取扱いを明記すべく、関連規定を改めた。

また、独立方形タンク方式の液化ガスばら積船の貨物タンクの寸法は、液化ガスのばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則である IMO IGC コードに規定される「規範的な船体構造強度評価法を用いて評価する」という要件に基づき、鋼船規則 C 編 14 章に規定される深水タンクの要件を準用して定める旨鋼船規則 N 編に規定している。従って、これまでは C 編 14 章の深水タンクに関する要件と N 編に規定される荷重や許容応力等の規定を組合せて適用してきたが、独立方形タンクの寸法算式を具体的に規定すべく、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正は次の通り。

- (1) 船体構造に低温用圧延鋼材を使用した場合の材料係数の値を規定した。
- (2) 独立方形タンクの局部寸法算式を規定した。

改正条項

鋼船規則 A 編 1.2.3
鋼船規則 C 編 1.1.7
鋼船規則 N 編 4.21.1, 4.21.3
鋼船規則検査要領 N 編 N4.21.3